

学校運営協議会（コミュニティスクール）の設置について

1 現状

町立小・中学校 4 校及び福浦幼稚園におきましては、現在、学校評議員制度を活用し、開かれた学校づくりを図っております。

(1) 学校評議員について

町立学校の教職員以外で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、各学校長又は園長が委嘱する。なお、定数は各学校 10 名以内とする。（無報酬）

(2) 内容について

学校長又は園長の求めに応じ学校の教育目標や計画、学校として重視する教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方など、学校運営に関する基本的な方針や重要な活動等の事項に関し意見を述べることができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第五号）等により、**学校運営協議会の設置**について、令和 4 年度までに行うよう**努力義務**が課されているところです。

また、神奈川県内においても、箱根町をはじめ 13 の市町村において学校運営協議会制度を導入（R3. 3 月現在）しています。

2 学校運営協議会制度の導入

開かれた学校づくりに向けて一定の役割を果たしてきた学校評議員制度ですが、学校長の求めに応じて個人的に意見を述べてきた体制から、段階的に発展し、子供たちや地域の未来に向けて学校・家庭・地域が社会総がかりで当事者意識をもって取り組めるよう、**学校評議員を廃止し、学校運営協議会の設置をしたいと考えております。**

(1) 学校運営協議会制度について

ア 協議する（できる）内容の整理

- ・学校運営に関する基本的な方針の承認
- ・学校や教育委員会への意見の申出
- ・教職員の任用に関する意見の申出
- ・学校評価や地域学校協働活動に関する協議

イ 学校運営協議会委員に関する事項

委員構成や人数・任期を教育委員会規則で規定。委員には、保護者や地域住民、地域学校協働活動推進員等の他、大学教授等の有識者や教育委員会事務局職員も委嘱することができます。

また、学校運営協議会制度は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

に基づく制度であることから、学校運営協議会委員は、**非常勤特別職の地方公務員**として位置づけられ、**報酬を支払う必要があります**。

なお、社会教育課事業である放課後子ども教室推進事業の財源として受けている、**放課後子どもプラン推進事業費補助金**においては、今後、**コミュニティスクールを導入又は具体的な計画のない地域**については、**補助金交付をしない**という説明があり、財源確保が困難になることが予想されます。

ウ 学校運営協議会委員に対する報酬について

自治体名	報酬金額	特記事項
小田原市	(年額) 10,000 円	・委員長と委員の報酬に差額なし ・会議の回数に関係なく左記の金額を支給
箱根町	(年額) 10,000 円	・委員長と委員の報酬に差額なし ・会議の回数に関係なく左記の金額を支給
開成町	(日額) 委員長 8,000 円 委員 7,200 円	条例の規定では左記の金額であるが、会議が半日開催であるため、実際の支給額は次のとおりである。 委員長 8,000 円×0.5 = 4,000 円 委員 7,200 円×0.5 = 3,600 円
湯河原町 (予定)	(年額) 10,000 円	・委員長と委員の報酬に差額なし ・会議の回数に関係なく左記の金額を支給

3 導入スケジュール (案)

学校運営協議会制度の導入については、町内全ての学校を一つの協議会として設置することも可能ですが、各小・中学校の特色や地域との繋がりを鑑み、**各学校に設置するものとし**、については、小規模学校である**東台福浦小学校から先行的に設置を**したいと考えております。

令和3年12月町議会定例会において、「湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正を行う予定です。また、「湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」においても同様に一部改正をします。その後、教育委員会定例会において、「学校運営協議会規則 (案)」及び「学校運営協議会の設置に関する要綱 (案)」を制定する予定です。条例及び規則の公布並びに要綱の告示の施行日については、令和4年4月1日とし、同日付けで学校運営協議会を設置する予定と考えております。併せて、令和4年度当初予算において、報酬等の運営経費を予算要求したいと考えております。